

令和 5 年 2 月 14 日

特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の表示許可に係る
消費者委員会への諮問について

特別用途表示（疾病リスク低減表示）の許可に係る別紙 3 件の申請について、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第 4 条第 1 項に基づき、消費者委員会に安全性及び効果について諮問しました。

なお、申請に係る別紙情報の公表については申請者の了解を得ています。

（今後の審査手順）

今回の消費者委員会への諮問後の審査手続は次のとおりです。

- ① 消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価第一調査会において効果の審査
- ② 既に許可又は承認されている特定保健用食品と異なる関与成分を含む食品に関し、食品安全委員会に諮問後、同委員会における安全性の審査
- ③ ①・②の了承が得られた後、消費者委員会新開発食品調査部会において安全性及び効果の審査
- ④ ③の了承が得られた後、健康増進法第 43 条第 5 項の規定に基づく厚生労働大臣の意見聴取

（担当）消費者庁食品表示企画課 石井、中村
TEL : 03-3507-9220（直通）
FAX : 03-3507-9292

申請者	法人番号	関与成分	食品形態	申請された保健の用途
マルハニチロ株式会社	2010601040697	DHA、EPA	フィッシュソーセージ	歳をとってから心血管疾患になるリスクを低減する可能性がある旨を特定の保健の用途とする食品
花王株式会社	4010001034760	茶カテキン	茶系飲料	メタボリックシンドロームの発症リスクを低減する旨を特定の保健の用途とする食品
サントリー食品インターナショナル株式会社	8010401080079	桑の葉由来イミノシュガー	茶系飲料	2型糖尿病の発症リスクを低減する可能性がある旨を特定の保健の用途とする食品